

静岡県告示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年2月2日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

42.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	<u>30.3トン</u>
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	11.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	2.9トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	<u>15.6トン</u>
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	9.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	1.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	2.1トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	5.4トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。